

(事業実施のための事務について)

5 就農支援資金貸付制度の一時償還の適用時期について(共通)

貸付金の一時償還免除の要件を満たさない事例が見受けられたので改善されたい。

(現状及び問題点)

公社の貸付規程第 17 条第 2 号には「研修または就農準備終了後、概ね 1 年を経過しても就農しなかったとき」は一時償還を請求できること、また第 18 条では一時償還の猶予として農業関連産業に従事する場合を定めている。

平成 13 年 1 月 31 日付けで就農研修資金 689 千円を貸し付けた A 氏は平成 14 年 12 月 19 日付けで一時償還免除申請書を提出し、農業関連産業への就業予定期間として平成 15 年 1 月から 6 月までの 6 ヶ月間について免除承認された。しかし、その後同年 7 月以降の就農が確認されないまま、再申請もない状況が続いている。しかも平成 15 年 1 月 20 日の第 1 回償還から延滞が発生し、平成 16 年 2 月の第 2 回償還分も一部延滞している。

公社と本人との間に地区の農業改良普及センターが介在し、本人との接触さえ進んでいない状況とはいえ、一時償還免除要件を満たさないことは明確である。

(改善策)

延滞利息の起算日を確定させるためにも早急に一時償還への移行手続を実施するべきであり、債権の保全に十分な注意を払う必要がある。

(参照 共通監査結果の項 1 - 13 頁)

(会計事務について)

6 用地貸付料収入に付随する会計処理について

農地保有合理化事業に伴って取得する農用地等の評価について、受け取った貸付料を減額評価しているが、これは預り金として経理し、土地の評価からは減額すべきでない。

(現状及び問題点)

農地保有合理化事業に伴う保有農地について、用地貸付料を収入した際に、貸借対照表の事業用地勘定を貸付料相当額だけ減額し、正味財産増減計算書の用地費勘定に加算する会計処理が行われている。このことは、事業用地の原価を貸付料収入累計額分だけ減額し、結果として売渡価格をそれだけ引き下げることになる。

「(財)群馬県農業公社農地保有合理化事業規程」第 11 条では売渡価格について「原則として取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額を基準とし」とあり用地貸付料収入分の減額については明示されていない。結果的に、当該農用地の一時貸付先と買受者が同一先となった場合には、貸付料相当額を減額調整する余地はあると考えられるが、そのこととあらかじめ原価を減額しておくことは別の問題である。

また当該貸付料と同額の借入金返済を行わなければならないので、事業用地の簿価と借入金残高は常に同額になっている。その明細は以下のとおりである。

農地保有合理化事業保有農地及び借入金残高明細書

平成 16 年 3 月 31 日現在(単位：千円)

制度別	買入価額	貸付料	土地簿価	借入金残
農地保有合理化促進事業	89,321	370	88,951	88,951
農地保有合理化緊急加速事業	43,542	1,950	41,592	41,592
中山間農地保全対策事業	37,704	0	37,704	37,704
合計	170,567	2,320	168,247	168,247

上記の結果、保有農用地等の評価は、常に取得価額から貸付料を減額した価額となっており、公益法人会計基準の規定(取得価額主義)に則っていない。

(改善策)

貸付料相当額の事業用地原価の減額処理を廃止し、売渡価格積算に当たっては貸付料減額前の原価をベースとする。貸付料相当額の売渡価格減額調整は売渡時点の問題として別途検討する。例えば受け取った貸付料は預り金として経理し、土地の評価からは減額しないで、売却時には土地、預り金ともに減額処理すれば、精算可能である。

7 計算書類総括表作成の必要性について(共通)

公社は、就農支援資金につき特別会計を行っているが、一般会計との総括表の作成が欠落している。

(現状及び問題点)

公社は、下記法律の規定により必要なため就農支援資金につき特別会計を行っている。「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成 7 年 2 月 15 日法律第 2 号)第 14 条(区分経理)「センターは、貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。」

公益法人会計基準によれば、特別会計を設けた場合、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表について総括表を作成することとされているが、公社の計算書類には、総括表が欠落している。

(改善策)

総括表を作成することにより、法人全体としての収支及び財産の状況を明らかにすることが出来るので、公益法人会計基準に則り、総括表を作成されたい。

(参照 共通監査結果の項 1 - 14 頁)

意見

(契約事務について)

1 指名競争入札における指名業者の選定手続きについて(共通)

指名競争入札における指名業者選定手続きが明確ではなく、改善の必要がある。

(現状及び問題点)

指名競争入札における指名業者選定手続きが明確ではない以下の事例が検出された。

(1) 事業参加者の意向による業者指名。

「平成 13 年度畜産基盤再編事業嬭恋佐々木工区堆肥舎建築工事」及び「畜産基盤再編事業嬭恋佐々木工区畜舎建築工事」の指名競争入札で事業参加者(農家)の希望を容れて、指名業者の中に選定基準(嬭恋村の業者を中心に選定)に合致しない業者を指名している。事業資金一部負担者である事業参加者の希望をどこまで容れるべきかが明確でなく、指名の公平さを欠くことにもなりかねない。

(2) 価格優位の業者の実績を活かせない事例。

上記堆肥舎建築工事及び畜舎建築工事における落札価格は、次点者の入札価格を大幅に下回っている。両契約とも、予定価格以下の入札は当該業者のみである。当該業者が著しい低価格での施工力があることが判明したのであるから、次回以降の類似工事(例えば黒岩工区等)では、そのことを指名理由の一つに加え指名に加えることが発注金額の低下につながると思われるが、それを実施していない。

(3) 建築設計業務委託者の指名が固定化傾向にある。

平成 13 年度から平成 15 年度の建築設計業務 6 件に係る指名業者は 10 社あるが、下表のとおり、指名対象は A~E5 社の独占状態にあり、落札結果も A~E5 社で分け合っている。

設計事務所名	入札対象件数	指名された件数	落札件数
A	6	6	1
B	6	6	2
C	6	6	1
D	6	6	1
E	6	6	1
F	6	1	0
G	6	1	0
H	6	1	0

指名理由も「 の設計に経験のある委託業者を選定」とあるだけで根拠に乏しい。

(4) 工事等級と不一致な等級の業者を指名しているケースが多い。

「平成 13 年度草地特対事業浅間工区堆肥舎付帯工事」は「群馬県建設工事請負業者選定要領」によれば、工事等級 C であり、C ランクの業者を中心に B～D の業者が指名されねばならないが、A ランクの業者が指名され、しかも落札している。堆肥舎本体を当該 A ランク業者が工事受注しているとの理由であるが、そうならば随意契約とすべきことになる。いずれにしろ、整合性に欠けると思われる。

「平成 13 年度畜産基盤再編事業孺恋黒岩工区施設用地・草地造成工事」は工事等級 D にもかかわらず指名 10 者のうち、D の業者が指名されず、指名対象外である B の業者が 6 者、C の業者が 4 者となっている。落札業者は C である。

「平成 14 年度畜産環境整備特対事業大平工区場内舗装工事」は工事等級 C にもかかわらず指名 10 者のうち、指名対象外である A の業者 3 者が指名されている。落札業者は B である。その他にも、指名理由が不明確なケースが多い。

(5) 事前見積業者の入札参加

重機等購入時の積算は、入札参加業者等から事前の見積を取り、それをもとになされているケースがある。事前の見積を取った業者が入札に当該価格で参加しているケースもあるため、予定価格と同一の入札価格となっているケースもある。入札の公平性の観点から、事前情報を持っている事前見積聴取業者を指名すべきではないと考える。

(改善策)

競争原理を採用して行政コストの削減、公正性及び透明性を確保する等の観点からは、業者を幅広く指名して十分な競争が行われることが望まれる。

県財務規則第 184 条でも 3 人以上のものを指名しなければならないとしており、指名競争入札の競争性を高め、競争の利益を確保するためには、指名業者の選定に関する現在の手続きを見直し、入札契約の規定は厳密に解釈し、厳守されることが必要である。

(参照 共通意見の項 1 - 17 頁)

2 契約締結後の変更工事について

契約締結後の変更工事については限定的なものに止めるべきであり、新たに物理的に付加するような工事については、別工事として入札手続きを要すると思われるので、その取り扱いについては慎重に対処することが望ましい。

(現状及び問題点)

畜産環境整備特別対策事業に係る平成 15 年度吾妻地区施設用地工事については、12 者による指名競争入札の結果、契約された。その後工事内容の変更があり、最終的に工事請負金額は落札価格より 15,364 千円増額になった。変更工事の内容をみると、当初の計画にはなかった植栽工事費 1,050 千円、駐車場工事費 2,011 千円が計上されている。

上記工事は、工事の進捗によって実施した事業参加者との打合せ、或いは現場状況等から、設計変更が生じたことによる変更工事であるとの説明を公社より受けたが、当初から想定されるべき工事で、落札後に変更されるべき工事内容ではないとの見方もできる。このような変更が可能であれば競争入札の実効性が阻害される恐れも考えられる。

(改善策)

落札後の変更工事については限定的なものに止めるべきであり、新たに物理的に付加するような工事については別工事と解釈し、あらためて入札手続きを要すると思われるので、その取り扱いについては慎重に対処することが望ましい。また、例外的な事例であるのならば、その経緯、特殊事情等十分回議書等に記載しておく必要がある。

3 随意契約時見積合せ対象業者の選定について

随意契約時見積合せ対象業者が適正な等級の業者から選定されていない場合がある。

(現状及び問題点)

随意契約時見積合せ業者の選定に関して、妥当と思われない以下の事例が検出された。

- (1) 「平成 13 年度畜産試験場再編整備事業」は工事等級 D の工事であり、「群馬県建設工事請負業者選定要領」によると工事等級の業者を中心に C 業者までの間で選定することになるが、見積合せ参加業社は A の業者で契約も A の業者としている。
- (2) 「平成 13 年度新農業人 野口工区・」「同 山畑工区」とも工事等級は D であるが、事業参加者の要望で A、B 等級の業者が見積合せに参加しており、それぞれ B、A の業者と契約している。

(改善策)

随意契約時見積合せを実施する際、見積書を徴する業者の選定に関して公正かつ適正な手続きの実施が望まれる。

(事業実施のための事務について)

4 農地取得の際に十分な調査が欠けていたと考えられる事例について

農地保有合理化事業に伴って取得した農地につき、売却差損が発生した事例、内容に瑕疵のある事例等が見受けられた。特殊な事例と思われるが、このようなことが発生しないよう農地取得時には格段の注意を払うべきである。

(現状及び問題点)

農地保有合理化事業に伴って取得した農地等の売却は最長 5 年以内に行わなければならない(「(財)群馬県農業公社農地保有合理化事業規程」第 19 条)。

公社の保有農地の内容を調査したところ、保有期間 5 年超のいわゆる「長期滞留農地等」は皆無であり、保有期間は最長 4 年、最短 1 カ月であった。

ただし、留意すべき下記事例が見受けられた。

(1) 売却差損が発生した事例

平成 16 年 3 月に保有期間 5 年が切れる直前で売却された下記ケースがあり、当該事例で売却差損が発生した。
(単位：千円)

項目	10a 当り 単価	面積	総額	買入価格 との差額	通常売渡価 格との差額
買入価格	1,000	10,629 m ²	10,630		
通常売渡価格	1,035	10,629 m ²	11,002	372	
地元農業委員による整備前評価額	700	10,629 m ²	7,440	3,190	3,562
農地整備工事費	-	-	2,866	-	-
今回の売渡価格	900	10,629 m ²	9,566	1,064	1,436

- ・ 農用地の明細 ...吾妻郡長野原町・畑・10,629 m²
- ・ 買入...平成 11 年 3 月
- ・ 売渡...平成 16 年 3 月 24 日
- ・ 売渡価格下落の理由
 - イ 平成 14 年 4 月買受予定者(A 牧場)の都合により買受契約が白紙撤回されたこと。
 - ロ 公社買入時以降、周辺地域の農地価格がおおむね下落傾向にあること。
 - ハ 耕作の障害になっていた石レキ除去等の農地整備工事を行ったことにより、相当程度改善されたが、長く耕作されていなかったため、周辺近傍に比べて地力がかなり劣っていること(なお、農地整備工事は保有重機等の活用、職員の手作業による石レキ除去、耕耘、除草作業等を実施したので、外部支出は無料)。

公社では農地の買入にあたり、次の売渡先を予定し、しかも買入価格に基づく売渡価格の試算を提供して買受予定者の意思を確認している。通常の場合、買入から短期間のうちに、予定された買受者に売り渡されるか、一時貸付期間を経て売り渡

されている。したがって、売渡価格の積算も補助対象外の金利の原価加算、一時貸付料の原価減算および買入価格の一定率の経費加算によるのが標準となっている。

買受予定者については、買入協議制度の中でも制度上の位置づけがなく、法的に拘束されることもない。この事例では当初の予定者に2年半程無償使用させていたにもかかわらず、何のペナルティもない。さらに、新たに買受希望者を選定するには買入価格と切り離された現時点での時価をベースに売渡価格を決定することになり、標準的な売渡価格の確保は困難となる。この事例ではあらためて農地整備工事を公社職員の内部作業により施し価格維持を図っている。

(2) 土地買入時の分筆登記確認洩れのため売渡が延期された事例。

長野原町保有農地は平成15年度での売渡が予定されていたが、買入時に土地改良に伴い道路部分と確定していた土地が分筆登記されていないまま、それを知らずに買入したことが判明したため、売渡が延期された。

結果的には、農地として利用できない道路用地部分まで買入れたこととなった。

(3) 賃貸借事業用地で採算のとれない農地の事例について

粕川村(現、前橋市)賃借用地については、平成15年3月25日借入開始したが、貸付先未定につき公社自体で管理耕作の対象としている。管理耕作事業収入に対し、管理耕作費・支払小作料だけで支出超過状況にある。

公社自体で管理耕作しても採算のとれない農地であり、借入対象として妥当であるのか疑問が残る。

(改善策)

特殊な事例と思われるが、このようなことが発生しないよう当初の調査及び情報収集を入念に行う必要がある。

(1) は、具体的には、農地保有合理化制度自体に農地価格の一般的な下落に対するリスクヘッジがないため、保有期間が長期にならないよう買入時より計画し、買受予定者の意思確認を継続的に行い、万々に備える。一時貸付条件についても無償は出来る限り避ける。この事例のように、あらためて農地整備工事を要する土地であれば、買入価格自体を引き下げておく必要がある。

(2)及び(3) は農地購入時の手続きを入念に行っていれば防止できた事例と思われる。

5 農用地等譲渡代金経費加算額の計算規程について

本規程については、昭和 48 年 12 月 19 日理事長決裁の社内伺い文書にて承認され、今日に至っているが、30 年も経過しているため、内容の見直しが必要であると思われる。

現状及び問題点)

農地保有合理化事業に伴って農用地等を譲渡する場合の売渡価格は原則として取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額と定められている(公社農地保有合理化事業規程第 11 条)。その経費加算額の計算についての要約は、以下のとおりである。

(1) 経費加算改定(案)...昭和 48 年 12 月 19 日理事長決裁の社内伺い文書による

保有年数	売渡金額		
	300 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	500 万円以上
1 年未満	1.0 %	1.0 %	1.0 %
1 年以上	3.0 %	2.5 %	2.0 %
2 年以上	3.5 %	3.0 %	2.5 %
3 年以上	4.0 %	3.5 %	3.0 %
4 年以上	4.5 %	4.0 %	3.5 %

(2) 改定についての考え方

業務費補助金不足分の補填及び農地保有合理化事業の独立採算並びに保有資産の災害等による損害補填のための蓄積を考慮し別紙経費加算算定資料のとおり算出した。

算定では平均 3%加算を適当とするが、これを一律とすることは妥当でない。即ち、

イ 取得原価により印紙税等の諸経費が若干違う

ロ 保有経過年数により管理費等が違う等から改定(案)のとおり格差を付けた。

格差は、取得価額が 10 a 当たり 1,000 千円から 6,000 千円であることから平均 3,000 千円とし 5 年以内の売渡しであるため 2 年以上を平均として各年度率を算定した。

(改善策)

農用地等譲渡代金経費加算額の計算規程については 30 年も経過しているため、内容の見直しが必要であると思われる。

(参考) 保有土地の含み損について

各農業公社が定める「農業公社農地保有合理化事業規程」第 11 条は国の事業規程例によって、上記と同様に定められていることから、他県では農地の取得価格に当該農地の取得に要した経費(支払利息を含む)として加えた額を簿価として処理するため保有農用地等の評価が時価を超える事例が多いように見受けられるが、当公社については当該処理は行われていないので、保有土地の含み損は存在しない。

6 就農支援資金貸付制度の利用状況について

本貸付制度については、利用状況が半分程度しかなく、改善の必要がある。

(現状及び問題点)

平成 16 年 3 月 31 日現在、群馬県借入金 99,000 千円に対し貸付金は 51,266 千円であり、余剰資金が普通預金に 5 千万円程滞留している。前年度に 57,600 千円の借入金を一括返済したにもかかわらず、なお多額の預金が残っている。

貸付実績は以下のとおりである。

年度	件数	貸付額
平成 6 年度	6	8,100 千円
平成 7 年度	6	14,800 千円
平成 8 年度	10	13,700 千円
平成 9 年度	7	14,300 千円
平成 10 年度	4	5,200 千円
平成 11 年度	6	9,400 千円
平成 12 年度	7	8,039 千円
平成 13 年度	6	12,165 千円
平成 14 年度	4	8,200 千円
平成 15 年度	5	7,250 千円

平成 15 年度は償還額 7,722 千円であり、新規貸付額を上回っている。また、平成 12 年度以降はすべて就農研修資金である。

公社の就農支援資金貸付規程では貸付資金の種類として、就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金があるが、実績は研修資金に集中し、準備資金が 4 件、施設等資金はゼロである。本制度の趣旨が新規就農者数の増大とともに農業経営者の育成にあることからすれば、段階的に研修資金から就農準備資金へ、そして最終的には施設等資金を要するまでに成長させることが必要と考えられるが、現状は研修段階にとどまっている状況である。

(改善策)

利用状況が半分程度しかなく、しかも新規貸付額の内容も就農研修資金にとどまっていることを考慮すると、制度の十分な活用が図られていないと思われるので、実態の把握、利用者の追跡調査等を行い、ニーズに応じた制度の再構築を検討されることが望まれる。